

事業者及び許可業者の皆様へ

事業系ごみの搬入規制について

事業活動に伴い、事務所や店舗などから排出される廃棄物（事業系ごみ）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。入間市では、ごみの減量・資源化のため、平成21年9月より分別の強化・徹底を始め、事業系ごみの搬入を年次計画に基づき、段階的に規制します。

なお、搬入規制に際して、定期的な内容物検査を実施します。

○自己処理の原則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、次のとおり定められています。

（事業者の責務）

- 第3条第1項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 第3条第2項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 第3条第3項 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

搬入規制

年 月	規 制 計 画
平成21年 9月～	分別の強化・徹底 家庭系の分別に準じるため定期的な搬入検査を実施。分別されていないものは受入れ（持込み）不可。
平成22年 4月～	紙類（新聞紙・ダンボール等）の規制【搬入禁止】 再生資源業者と相談してください。
平成23年 4月～	○プラスチック・ビニール類、発泡スチロール類の規制【搬入禁止】 但し、従業員が個人消費したものは除きます。 廃プラスチック類の受入れ先は裏面を参考にしてください。

【お問い合わせ】

入間市総合クリーンセンター TEL 04-2934-5546